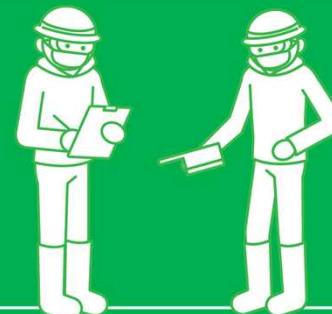


特定帰還居住区域等の除染・解体と 仮置場原状回復の状況について

令和6年7月 環境省 福島地方環境事務所

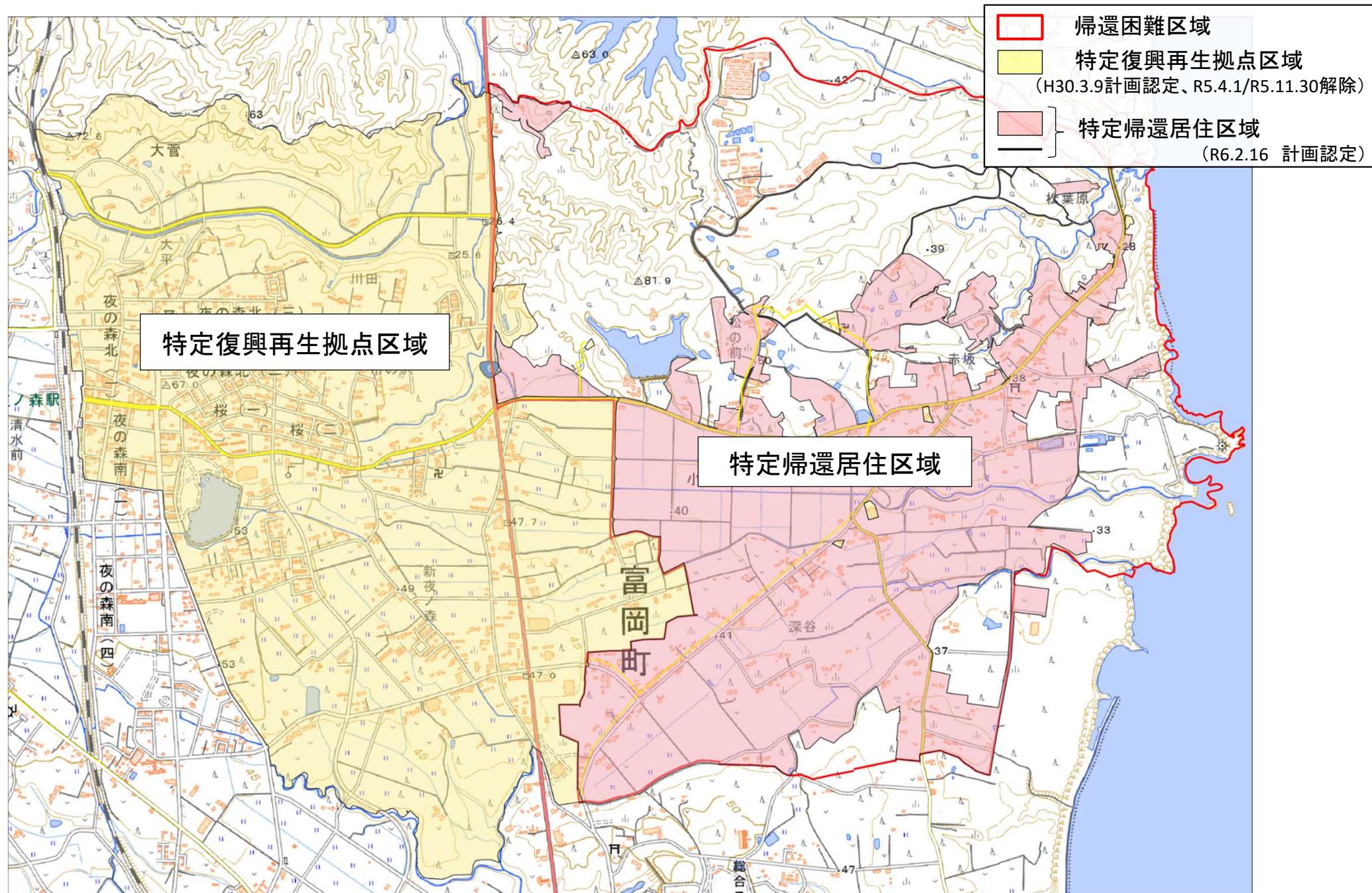




1. 除染・解体工事の状況

特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域等位置図

2



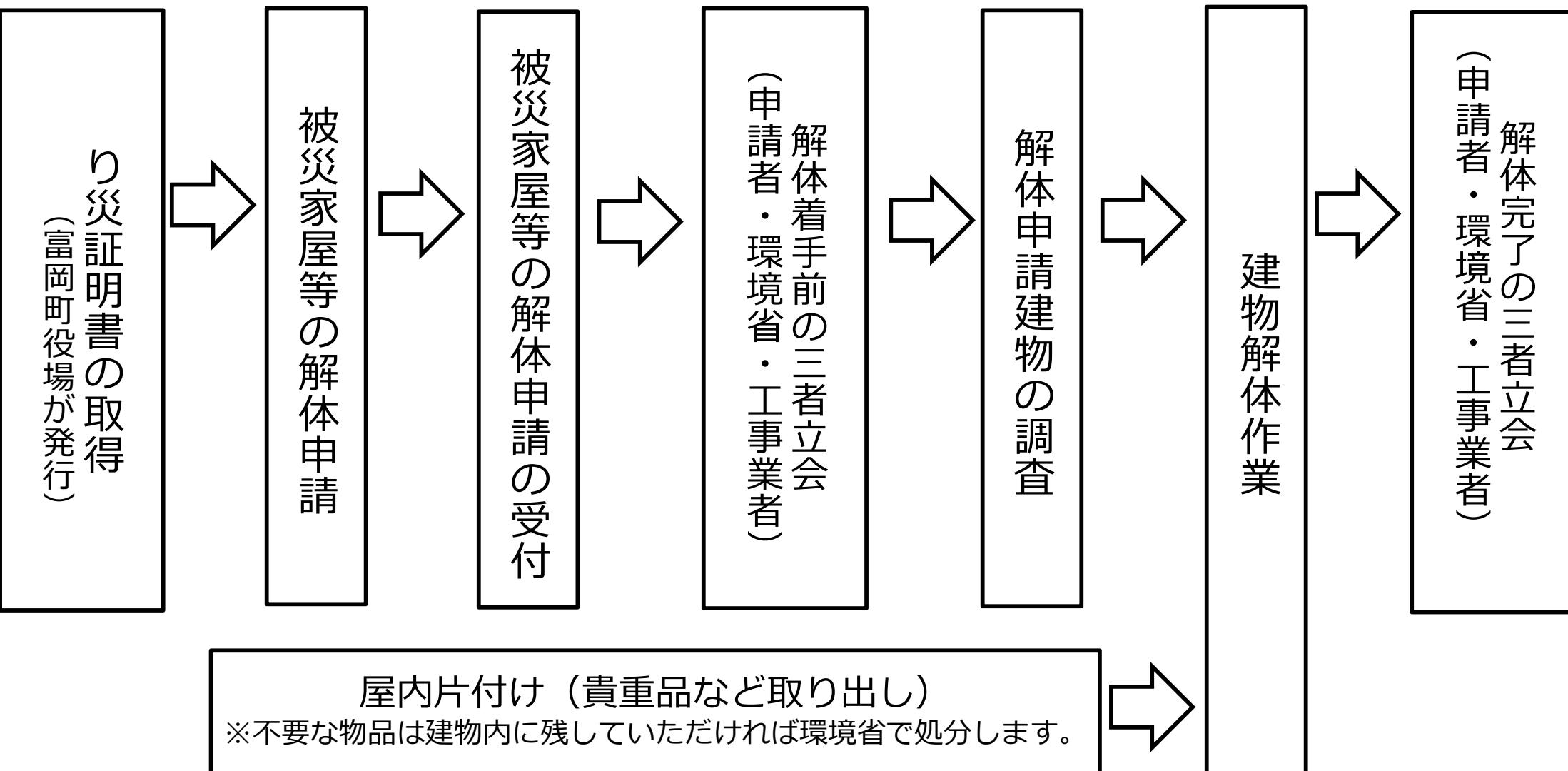
安全・迅速に除染・解体が進められるよう、特定帰還居住区域復興再生計画の認定（2月16日）後、速やかに必要な準備を進めています。

- ・ 解体申請受付：計画認定後、窓口において受付開始。制度をご理解いただけ
るよう、引き続き周知を図ってまいります。
- ・ 除染同意取得：
 - 関係人を把握した上で、同意書案に記載する建物の配置や土地の状況等を調
べる事前調査を実施中。
 - 同意書案ができたところから、順次、地権者等に除染に同意いただけるよう
お願いをさせていただきます。
- ・ 工事発注：早期に除染・解体作業を開始できるよう、5／30の契約後から準備
を進めています。
準備が整い次第、除染同意をいただけた箇所、解体申請後に解体に向
けた調整が整った箇所等、着手可能な箇所から順次除染・解体作業を
開始していきます。

- ・ 特定復興再生拠点区域（面拠点、点・線拠点）については、除染が完了。
- ・ 点・線拠点外縁の内、除染できていない箇所は関係人未同意、同一敷地内建造物の解体待ち等の理由による除染同意済み着手不能箇所、及び県事業である県道小良ヶ浜野上線の拡幅工事及び県道広野小高線のバイパス工事の対象箇所との重複箇所です。
引き続き、町や県と連携を進め同意が得られ次第、または工事に係る調整が済み次第、迅速に着手していきます。
- ・ 除染が完了した後も、比較的線量が高い箇所、懸念の声があがった箇所については引き続き現地調査を実施し、線量低減が可能であればフォローアップ除染で対応していきます。

■被災家屋等の解体申請受付について（1）

解体完了の三者立会
(申請者・環境省・工事業者)



解体申請の対象家屋

①対象範囲

- ・特定帰還居住区域内にある家屋等

②対象家屋等

東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、事務所、店舗等（中小企業基本法第2条に定める中小企業所有のものに限る。）

③自治体で交付する「り災証明書」において「半壊」以上の判定であること。

解体申請に必要な書類

解体申請書の様式は解体申請受付窓口に用意しております。

①身分証明書の写し

運転免許証、健康保険証、年金手帳等

②解体申請建物の名寄せ帳

※富岡町役場にお問い合わせ下さい

③印鑑

④解体申請建物の写真

⑤解体申請建物の「り災証明書」の写し

※富岡町役場にお問い合わせ下さい

注意点

- ① 解体申請をされる場合は、原則、申請は対象となる家屋等の所有者が行うようお願いいたします。代理人による申請の場合は、家屋等の所有者とのご関係を確認させていただきます。
- ② 家屋の除染を実施した家屋等は解体申請の対象になりません。解体の意向がある場合は、除染の実施前に、同意取得の担当者や除染工事の担当者に伝えてください。
- ③ 解体希望の建物の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- ④ 家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権等が設定されている場合には、解体申請を行うときに、他の権利者の同意取得が必要になります。

解体申請の受付窓口

【場所・連絡先】

富岡町役場本庁舎内 [0120-700-373](tel:0120-700-373)

富岡町役場いわき支所内 [0120-662-550](tel:0120-662-550)

富岡町役場郡山支所内 [0120-629-550](tel:0120-629-550)

【受付時間】

月曜日～金曜日（年末年始、土日祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分

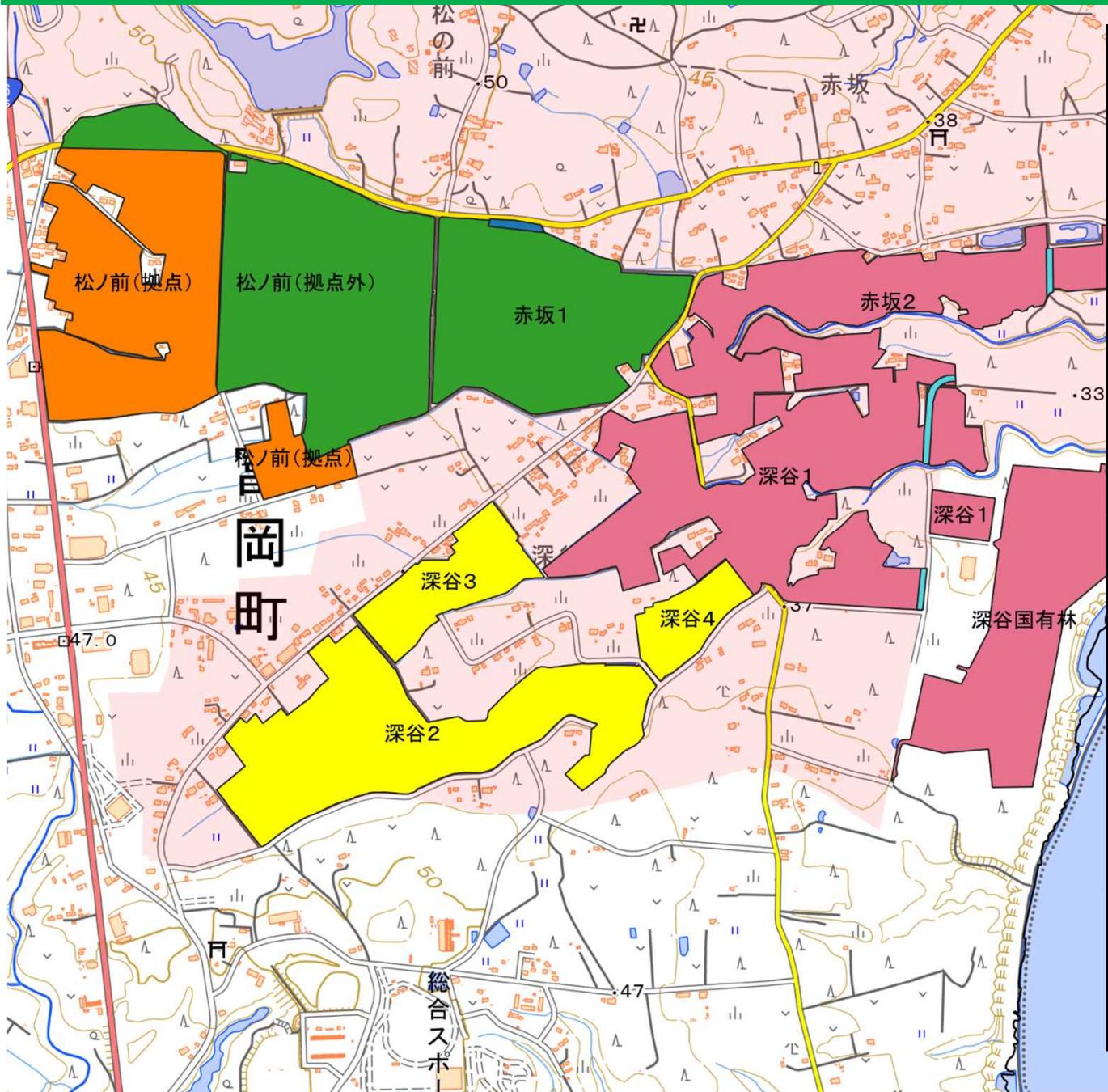
- ◆被災建物の状況に応じてご案内させていただくため、受付窓口までお気軽に問い合わせください。
- ◆申請受付から解体着工まで時間を要します。解体の意向がある方は、是非ともお早めにご相談ください。



2. 仮置場の状況について

仮置場の状況について（令和6年6月末時点）

10



仮置場	現状及び今後の動き (令和6年6月末時点)
松ノ前 (拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 作業が終了した部分から地権者様へ順次現場説明中。7月末頃には返地完了予定。
深谷2 深谷3 深谷4	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽土を赤坂1に集約中（まもなく終了予定） 令和7年度以降、除染工事に着手するため、6年度は造成盛土の撤去等を調整中。
松ノ前 (拠点外) 赤坂1	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽土を集約し、対象となる遮蔽土の破袋、ふり分けを実施中。まもなく終了予定。（赤坂1） 原状回復等で使用する遮蔽土等を確保したうえで、ニーズにあう遮蔽土等は別事業に供給搬出中（松ノ前（拠点外））
赤坂2 深谷1	<ul style="list-style-type: none"> 解体廃棄物等を保管中 <p>※除去土壤等についても深谷国有林に入りきらない場合、保管を予定</p>
深谷国有林	<ul style="list-style-type: none"> 除去土壤等及び解体廃棄物等を保管中